

(証券コード2291)
2023年6月6日
(電子提供措置の開始日2023年6月1日)

株 主 各 位

広島市西区草津港二丁目6番75号
福留ハム株式会社
代表取締役社長 福 原 治 彦

第72回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第72回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト「第72回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.fukutome.com>

また、上記のほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しております。以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスのうえ、「銘柄名（会社名）」に「福留ハム」または証券「コード」に「2291」（半角）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」の順に選択して、ご確認いただけます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show>Show>

なお、インターネットまたは書面等により事前の議決権行使をすることができませんので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の「株主総会参考書類」をご検討くださいまして、2023年6月22日（木曜日）午後5時までに議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年6月23日（金曜日）午前11時
2. 場 所 広島市西区商工センター三丁目1番1号
広島サンブラザ 3階 金星銀星の間
3. 目的事項
報告事項
 1. 第72期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第72期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）
計算書類報告の件

決議事項

- | | |
|-------|------------------------------------------------|
| 第1号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第2号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査等委員である取締役3名選任の件 |
| 第4号議案 | 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件 |
| 第5号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件 |
| 第6号議案 | 監査等委員である取締役の報酬額設定の件 |
| 第7号議案 | 退任取締役に対する退職慰労金贈呈及び役員に対する役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件 |

以 上

-
- ※ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ※ 議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
 - ※ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。

【インターネットによる議決権行使のお手続きについて】

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。
当日ご出席の場合は、インターネット又は郵送（議決権行使書）による議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコン又はスマートフォンから当社の指定する議決権行使サイト (<https://www.e-sokai.jp>) にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。
- (2) インターネット接続にファイアウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) インターネットによる議決権行使は、**2023年6月22日（木曜日）午後5時**まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等ございましたら下記のウェブサポート専用ダイヤルへお問い合わせください。

2. インターネットによる議決権行使方法について

- (1) 議決権行使ウェブサイトによる方法
 - ・ウェブサイト (<https://www.e-sokai.jp>) へアクセスし、議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」を入力し「ログイン」をクリックしてください。
 - ・議決権行使書用紙に記載された「パスワード」を入力後、「次へ」をクリックし、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- (2) スマート行使による方法
 - ・議決権行使書用紙右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンやタブレット端末で読み取ると自動的にウェブサイトへアクセスできます。（「議決権行使コード」及び「パスワード」の入力は不要です。）
 - ・議決権行使ウェブサイトにおきまして議決権行使方法を選択してください。
 - ・各議案の賛否を選択しますと、画面の案内に従って行使完了です。
 - ・セキュリティの観点からQRコードを用いた議決権行使は1回に限り可能です。2回目以降は、QRコードを読み取っても「議決権行使コード」及び「パスワード」の入力が必要になります。
 - ・スマートフォンの機種によりQRコードでのログインができない場合があります。QRコードでのログインができない場合には、上記2.（1）パソコンによる方法にて議決権行使を行ってください。※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。

3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱いについて

- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。

システム等に関するお問い合わせ

日本証券代行株式会社 代理人部（ウェブサポート専用ダイヤル）

- ・ 電話：0120-707-743 受付時間9：00～21：00（通話料無料、土日祝受付）

以 上

【定時株主総会における新型コロナウイルス感染症への対応について】

- ・ 公的指針等に従い、会場にて感染対策に関するご制限・ご依頼を申しあげることがございます。
- ・ なお、今後の感染状況により株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合には、当社ウェブサイト (<https://www.fukutome.com/>) にてお知らせいたします。

【懇親試食会及びお土産取り止めのご案内】

第69回、第70回、第71回定時株主総会におきましては中止とさせていただいておりましたが、株主総会会場にご来場くださる株主様にご来場いただくことができない株主様との公平性等を勘案し、今後**懇親試食会及びお土産は取り止め**させていただきます。

株主の皆様におかれましては、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

以 上

事業報告 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

① 事業の状況

当連結会計年度(2022年4月1日～2023年3月31日)におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響が残るものの経済社会活動に回復がみられ、人流の拡大やインバウンド需要の回復もあり、個人消費の緩やかな持ち直しの動きがみられました。しかしながら、ロシア・ウクライナ情勢の長期化の影響に加え、エネルギー価格や原材料価格の高騰など、コストプッシュ型インフレの進行により依然として先行き不透明な状況で推移いたしました。

このような状況のなか、当社グループは、今期を最終年度とした「中期経営計画2021年3月期 - 2023年3月期」において、「開発・調達・製造・物流・販売の連携強化を通じた相乗効果の創出」をテーマとして「商品開発の強化」、「販売戦略の構築と実行」、「新規市場へのチャレンジ」の三点に取り組んでおり、各重点施策の展開を実行してまいりました。また、原材料価格の高騰やエネルギーコストの上昇をうけ、販売価格への転嫁や商品規格変更を行い、生活様式の多様化に対応した商品展開や新商品の開発など、収益力向上と経営体質強化に努めてまいりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は、248億95百万円(前年同期は244億20百万円)となりました。利益につきましては、営業損失は3億65百万円(前年同期は営業損失3億72百万円)、経常損失は3億36百万円(前年同期は経常損失3億27百万円)、親会社株主に帰属する当期純損失は減損損失を8億30百万円計上したことにより11億94百万円(前年同期は親会社株主に帰属する当期純損失7億18百万円)となりました。

セグメント別の概況は次のとおりです。

(加工食品事業)

加工食品事業におきましては、新型コロナウイルス感染症対策の緩和に伴い市場が回復傾向にあるなか、人流の拡大による業務用商品の需要が高まり、大容量商品としてウインナー群の大袋商品などが伸長いたしました。また、同業他社との価格競争の激化の影響により量販店向け商品の販売量が減少いたしました。また、価格改定に伴う販売価格上昇の影響により、売上高は増加いたしました。

その結果、売上高は107億75百万円（前年同期は107億32百万円）となりました。

(食肉事業)

国産牛肉は、量販店向けの販売が好調に推移したことに加え、販売単価の上昇や仕入の見直しにより、売上高は前年同期を上回りました。また、国産豚肉におきましても、ブランド豚の販売強化による取扱量の拡大に取り組み、売上高は前年同期を上回りました。その一方で、輸入食肉におきましては、外食・中食等の業務筋に向けての冷凍商材の販売強化と販路の拡大を行ったものの、継続した仕入価格高騰に起因した国内需要の減退などがあり、売上高は減少いたしました。

その結果、売上高は141億20百万円（前年同期は136億88百万円）となりました。

セグメント別売上高は以下のとおりであります。

セグメント別売上高

区 分	売 上 高	構 成 比	前 期 比
加 工 食 品 事 業	10,775百万円	43.3%	100.4%
食 肉 事 業	14,120百万円	56.7%	103.2%
合 計	24,895百万円	100.0%	101.9%

② 設備投資等の状況

当連結会計年度の設備投資は、総額3億94百万円で、主なものは広島工場及び熊本工場の製造設備に対する設備投資であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度の設備投資等は、金融機関からの借入金及び自己資金により充當いたしました。

- ④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況
該当事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況
該当事項はありません。
- ⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況
該当事項はありません。
- ⑧ 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、新型コロナウイルス感染症対策の緩和により人流の拡大や個人消費の回復とともに経済活動の回復が期待されるものの、世界的な金融引き締めが続くなか、物価上昇や供給面での制約、さらには金融資本市場の変動など、引き続き景気不振リスクに注視が必要な状況で推移すると予想されます。

当業界におきましても、原材料価格やエネルギーコスト等の上昇に加え、労働コストならびに物流コストの上昇などが消費マインドに与える影響を考慮し、生活様式の多様化に対応した商品展開や新商品の開発などへの対応が求められます。

このような状況のなか、当社グループは成長戦略構築と収益体質改善を最重要課題として、以下の三点に取り組んでまいります。

1 商品の競争力強化

食品メーカーとして消費者ニーズを把握するなか、新商品開発ならびにブラッシュアップにより商品付加価値を高め、消費者から選ばれ続ける商品づくりに注力してまいります。

2 営業力強化による販売拡大

ブランド戦略、商品戦略、取引先戦略等の営業戦略を明確にするなか、商談力強化と営業活動効率化により販売拡大に取り組んでまいります。併せて、業務用市場、ギフト市場、ネット市場等の新規市場での販売拡大に注力し、新たなビジネスモデル構築に取り組んでまいります。

3 業務の見直しによる収益構造改革

原材料の安定調達と仕入の見直しによる原価低減や取扱い商品の絞り込みによる生産性向上ならびに業務のシステム化推進による全体経費の削減に取り組み、収益構造改革を推し進めてまいります。

なお、現金及び預金、短期間に資金化可能な投資有価証券、また、取引金融機関との当座貸越契約の未実行残高等の資金余力を利用し、今後も機動的に資金調達を行っていくことで、黒字化達成を進めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともなお一層のご支援、ご指導を賜りますようお願い申し上げます。

(2) 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	第 69 期	第 70 期	第 71 期	第 72 期
	(2019年4月1日から 2020年3月31日まで)	(2020年4月1日から 2021年3月31日まで)	(2021年4月1日から 2022年3月31日まで)	(当連結会計年度) (2022年4月1日から 2023年3月31日まで)
売 上 高	25,597百万円	25,326百万円	24,420百万円	24,895百万円
営 業 損 失 (△)	△536百万円	△243百万円	△372百万円	△365百万円
経 常 損 失 (△)	△490百万円	△169百万円	△327百万円	△336百万円
親会社株主に帰属する当期純損失(△)	△1,404百万円	△240百万円	△718百万円	△1,194百万円
1株当たり当期純損失(△)	△420円93銭	△71円93銭	△215円20銭	△357円95銭
総 資 産	15,462百万円	15,853百万円	14,452百万円	13,706百万円
純 資 産	4,122百万円	4,348百万円	3,451百万円	2,227百万円

(注) 1株当たり当期純損失(△)は、期中平均発行済株式総数(自己株式控除後)に基づき算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況 (2023年3月31日現在)

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主要な事業内容
	百万円	%	
株 式 会 社 福 留	10	100.0	食肉処理加工業
佐 賀 県 枝 肉 出 荷 株 式 会 社	43	97.7	食肉の集荷・出荷

上記2社はいずれも連結しております。

③ 特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 主要な事業セグメントの内容 (2023年3月31日現在)

当社グループは加工食品（ハム、プレスハム、ソーセージ、惣菜等）と食肉（牛・豚の部位別規格肉等）の製造販売を主要な事業とし、かつ、これに付帯または関連する事業を営んでおります。

(5) 企業集団の主要拠点等 (2023年3月31日現在)

① 当社

支 店	広島・山口・岡山・松山・高松・北九州・福岡・佐賀・大分・熊本
営 業 所	呉・松江・徳島・長崎・熊本南・鹿児島・宮崎
流通営業部	広島・岡山・福岡・関西・関東
工 場	広島・熊本・岡山
直 販 店 舗	(外食) 焼肉一番団楽 千田店・草津南駅前店・LECT店 (精肉) 到津店・砂津店・太宰府店・そごう広島店

(注) 焼肉一番団楽千田店につきましては、2023年3月31日の営業をもちまして閉店しております。

② 子会社

会 社 名	本 店
株 式 会 社 福 留	広島市安佐北区
佐 賀 県 枝 肉 出 荷 株 式 会 社	佐賀県鳥栖市

(6) 企業集団の従業員の状況 (2023年3月31日現在)

① 企業集団の従業員数

従業員数	前連結会計 年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
名	名	才	年
361	△1	43.3	17.5

(注) 臨時従業員の期中平均雇用人員は259名で、上記人数には含まれておりません。

② 当社の従業員数

従業員数	前事業年度 末比増減	平均年齢	平均勤続年数
名	名	才	年
361	△1	43.3	17.5

(注) 臨時従業員の期中平均雇用人員は258名で、上記人数には含まれておりません。

(7) 主要な借入先の状況 (2023年3月31日現在)

借 入 先	借 入 金 残 高
株 式 会 社 広 島 銀 行	2,994
株 式 会 社 伊 予 銀 行	1,267
株 式 会 社 西 日 本 シ テ ィ 銀 行	911
株 式 会 社 も み じ 銀 行	455
株 式 会 社 日 本 政 策 投 資 銀 行	220
株 式 会 社 山 陰 合 同 銀 行	155
株 式 会 社 福 岡 銀 行	100
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	100

(8) 剰余金の配当等の決定に関する方針

株主の皆様への利益配分につきましては、強固な経営基盤に基づく安定的な配当の継続を基本方針としております。

今後につきましては、より一層採算性の向上を図り、収益基盤を強化するなかで内部留保の充実と、将来にわたって安定した利益配分を行うことにより株主の皆様のご期待に沿うべく努力してまいります。

当社では、期末配当金として年1回の剰余金の配当を行うことを基本方針としており、会社法第459条の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことができる旨を定款に定めております。当事業年度におきましては、前事業年度に続き大幅な赤字決算を計上することとなったため、誠に遺憾ではございますが無配とさせていただきます。株主の皆様には深くお詫び申し上げますとともに、可能な限り早期に復配できるよう努めてまいりますので、引き続きご支援賜りますようお願い申し上げます。

(9) その企業集団の状況に関する重要な事項

当社は、2023年5月12日開催の取締役会において、取締役会の監査・監督機能をより強化し、コーポレート・ガバナンスの更なる強化を図るため、2023年6月23日開催の第72回定時株主総会において承認されることを条件に、監査等委員会設置会社に移行する旨の決議をしております。

2. 会社の株式に関する事項（2023年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 13,600,000株
- (2) 発行済株式の総数 3,336,950株（自己株式63,050株を除く。）
- (3) 株主数 5,119名
- (4) 大株主（上位11名）

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
株式会社福留興産	689	20.66
福栄会	336	10.08
福原康彦	125	3.76
福原美紀子	85	2.57
中島修治	75	2.26
中島章	71	2.15
新田恵美子	70	2.13
株式会社フジ	63	1.89
福原治彦	62	1.88
株式会社もみじ銀行	62	1.87
株式会社広島銀行	48	1.45

(注)持株比率は自己株式(63,050株)を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項（2023年3月31日現在）

(1) 取締役及び監査役の氏名等

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	中島修治	CEO ㈱福留興産代表取締役
代表取締役社長	福原治彦	営業統括 食肉本部・畜営業本部担当 ㈱福留代表取締役
専務取締役	目貫啓治	社長室長 開発アカデミー・加工本部・経営管理本部 担当
常務取締役	砂田誠	加工本部長
常務取締役	末岡正美	品質保証フェロー 物流担当
取締役相談役	福原康彦	佐賀県枝肉出荷㈱代表取締役 広島食肉市場㈱取締役
取締役	草場利行	営業担当
取締役	原孝司	経営研究所ワンナップ代表
取締役	越智貢	国立大学法人広島大学名誉教授
取締役	中野千秋	学校法人筑波学院大学経営情報学部教授 学校法人廣池学園麗澤大学名誉教授 学校法人廣池学園麗澤大学企業倫理研究セ ンター客員研究員
常勤監査役	吉田裕二	
常勤監査役	明石嘉典	
監査役	池村和朗	広島中央法律事務所 株式会社ジェイ・エム・エス 社外取締役
監査役	近藤敏博	公認会計士・税理士近藤敏博事務所 所長

- (注) 1. 取締役原孝司、越智貢、中野千秋の各氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役池村和朗、近藤敏博の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 監査役吉田裕二、明石嘉典の両氏は、財務会計部門での豊富な知識と経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 原孝司、越智貢、中野千秋、池村和朗、近藤敏博の各氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金および争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は、当社の取締役、監査役および執行役員であり、その保険料は1割を被保険者が自己負担しております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社の役員報酬は、職務、職責等により決定された月額固定報酬と業績に応じた役員賞与および退職慰労金で構成されています。当該報酬につきましては、株主総会の決議により、取締役全員および監査役全員のそれぞれについて報酬総額の報酬限度額を決定しております。取締役の個々の報酬につきましては2021年2月12日開催の取締役会において個々の報酬等の内容にかかわる決定方針を定め株主総会において承認された報酬額の限度内で定めております。なお、監査役個々の報酬につきましては、監査役の協議によって、株主総会において承認された報酬額の限度内で定めております。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は、2015年6月20日の第64回定時株主総会において月額150万円以内と決議しております。

監査役の報酬限度額は、1997年6月27日の第46回定時株主総会において月額200万円以内と決議しております。

当該決議に係る取締役の員数は10名、監査役の員数は4名であります。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社の役員報酬等の額又はその決定方法に関する方針の決定権限を有する者は、取締役の報酬額については取締役会、監査役の報酬額については監査役となっております。また、役員報酬等の額の決定にあたっての手段としては、当社取締役会規程に基づき、取締役会から一任された代表取締役社長福原治彦が決定しております。当事業年度に係る取締役の個々の報酬額が、代表取締役社長福原治彦への委任手続きを経て決定されていることから、その内容が決定方針に沿うものであると判断しております。なお、役員賞与の支出にあたっては、具体的な目標値は設定しておりませんが、親会社株主に帰属する当期純利益の増減に基づいて評価しております。

なお、代表取締役社長福原治彦に一任した理由といたしましては、当社グループを取り巻く環境、当社グループの経営状況等を当社グループ内において最も熟知し、総合的に取締役の報酬額を決定できると判断したためであります。

④ 取締役及び監査役の報酬等の額

取締役	10名	101百万円	(うち社外取締役	3名	9百万円)
監査役	4名	15百万円	(うち社外監査役	2名	2百万円)

- (注) 1. 取締役の報酬額について、使用人兼務取締役につきましては、使用人分給与に該当するものではありません。
2. 上記報酬の額には、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額160万円(取締役140万円、監査役100万円)を含んでおります。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

- ・取締役原孝司氏は、経営研究所ワンナップの代表を兼務しております。
なお、当社は、経営研究所ワンナップとの間には特別の関係はありません。
- ・取締役越智貢氏は、国立大学法人広島大学名誉教授を兼務しております。
なお、当社は、国立大学法人広島大学との間には特別の関係はありません。
- ・取締役中野千秋氏は、学校法人廣池学園麗澤大学名誉教授、学校法人廣池学園麗澤大学企業倫理研究センター客員研究員及び学校法人筑波学院大学経営情報学部教授であります。
なお、当社は、学校法人廣池学園麗澤大学及び学校法人筑波学院大学との間には特別の関係はありません。
- ・監査役池村和朗氏は、広島中央法律事務所及び株式会社ジェイ・エム・エス取締役を兼務しております。
なお、当社は、広島中央法律事務所及び株式会社ジェイ・エム・エスとの間には特別の関係はございません。
- ・監査役近藤敏博氏は、公認会計士・税理士近藤敏博事務所を兼務しております。
なお、当社は、公認会計士・税理士近藤敏博事務所との間には特別の関係はございません。

② 当事業年度における主な活動状況

- ・取締役原孝司氏は、当事業年度に開催された取締役会に13回中13回出席し、主に、経営コンサルタントとしての幅広い専門的見識に基づき、企業のマーケティング等の観点から適宜発言・助言を行っております。
- ・取締役越智貢氏は、当事業年度に開催された取締役会に13回中13回出席し、主に、大学教授として応用倫理の専門的見識に基づき、組織倫理やコンプライアンス問題等の観点から適宜発言・助言を行っております。
- ・取締役中野千秋氏は、当事業年度に開催された取締役会に13回中12回出席し、主に、大学教授として経営倫理の専門的見識に基づき、経営戦略やコンプライアンス問題等の観点から適宜発言・助言を行っております。
- ・監査役池村和朗氏は、当事業年度に開催された取締役会に13回中12回出席、また監査役会には14回中13回出席し、主に弁護士としての専門的見地から、取締役会及び監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言・助言を行っております。
- ・監査役近藤敏博氏は、当事業年度に開催された取締役会に13回中12回出席、また監査役会には14回中13回出席し、主に公認会計士・税理士としての専門的見地から、取締役会及び監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言・助言を行っております。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人とは責任限定契約を締結しておりませんが、当社定款第38条において、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、任務を怠ったことによる会計監査人（会計監査人であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる旨の定めをしております。

(3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- ① 公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項に規定する業務に基づく報酬 29百万円（税抜）
- ② 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 29百万円（税抜）

なお、当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の額を区分しておりませんので、公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等には、金融商品取引法に基づく監査に対する報酬を含めております。

また、会計監査人の報酬等について監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について会社法第399条第1項の同意の判断をいたしました。

(4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会社法第340条に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、原則として、会計監査人が職務を遂行することが困難と認められる場合には、監査役会の同意または請求により、会計監査人の解任または不再任に関する議題を株主総会に提案いたします。

5. 会社の体制及び方針

当社は取締役会において内部統制システム整備の基本方針を決議しております。

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(イ) 取締役は、毎月開催する経営会議において経営に関する課題を検討し、毎月開催する取締役会で経営に関する課題について決定する。また、重要案件が生じた場合には、臨時取締役会を開催する。

(ロ) 取締役は、取締役会で決定した「内部統制」に関する基本方針に従い運用しているかを監督するとともに業務の改善等によるシステムの変更が生じた場合、必要に応じて見直しを行う。

(ハ) 取締役は、財務情報その他会社情報を適正かつ適時に開示するために必要な体制を整備する。

(ニ) 当社グループは、社会の秩序や企業活動を脅かす反社会的勢力との関わりを一切持たないこととする。また、そのような団体、個人から不当な要求を受けた場合には、警察等関連機関とも連携し、毅然とした態度で対応する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(イ) 各文書の保存及び管理は別に定める文書規程に従い運用実施し、必要に応じて運用状況の検証、見直し等を行う。

(ロ) 各会議事務局は議事録（株主総会議事録・取締役会議事録・経営会議議事録等）を作成し保管する。

(ハ) 取締役及び監査役は、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(イ) 検査部を代表取締役直轄（代表取締役社長が任命した取締役または執行役員がその補助の任にあたる場合がある。）とし、独立した立場から監査を実施し、その結果について代表取締役及び監査役に報告する。

(ロ) 品質保証部を代表取締役直轄（代表取締役社長が任命した取締役または執行役員がその補助の任にあたる場合がある。）とし、独立した立場から品質検査等を実施し、その結果について代表取締役及び監査役に報告する。

(ハ) 当社グループにて不測の事態が生じた場合、コンプライアンス委員会及び環境・品質・災害のリスクについてはF R A（福留ハムリスクマネジメントアクション）を開催し重要課題に対応する。

- ④ **取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**
- (イ) 中期経営計画及び年度経営計画を定め、達成すべき目標を明確にする。
 - (ロ) 当社は、毎月開催する経営会議及び毎月開催する取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催する。また、毎月年度経営計画の進捗を確認する営業会議及び各事業部経営会議を開催し、目標達成を図る。
 - (ハ) 職務の執行に関する権限及び職責等については、「業務分掌規程」、「職務権限規程」、「業務マニュアル」等の社内規程により、各役職員の権限と責任を明確化し、効率的な職務の執行が行える体制を確保する。
- ⑤ **当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**
- (イ) グループ会社における業務の適正を確保するため、当社グループ全体のリスク管理等は検査部による監査、品質保証部による品質等の検査及び総務部がコンプライアンス委員会規程に基づき関係部署との連携を図り管理する。
 - (ロ) 検査部は、定期的に子会社の内部統制の状況等について監査を実施し、その結果を代表取締役社長に報告する。
 - (ハ) 当社の役員及び執行役員を子会社の役員に就任させることにより、当社が子会社の業務の適正を監視できる体制とする。
- ⑥ **監査役職務を補助すべき従業員に関する事項**
- 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合には、取締役会は監査役と協議の上、監査役を補助すべき従業員を置くものとする。また、当該従業員は、監査役から監査業務に必要な命令を受けた場合は、取締役からの指揮命令、制約を受けないものとする。
- ⑦ **監査役会または監査役への報告に関する体制**
- (イ) 当社グループの取締役及び従業員は、会社の業績に重大な影響を及ぼすおそれがある事実、あるいは会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見したときは、直ちに監査役に報告する。
 - (ロ) 監査役は、定例及び臨時の取締役会、毎月開催する経営会議に出席する他、重要な会議にも出席し、必要に応じて当社グループの取締役及び従業員に対して、業務執行状況等に関する報告を求めることができる。
 - (ハ) 監査役への報告を行った者が、当該報告をしたことを理由にして不利な取り扱いを受けることを禁止し、その旨を役職員に周知徹底する。
 - (ニ) 監査役が職務の執行について生じる費用の前払いまたは償還を請求したときは、監査役職務執行に必要でないとして認められた場合を除き、速やかにこれに応じるものとする。

⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (イ) 監査役は、会計監査人、検査部、グループ各社の監査役と情報交換に努めるとともに、連携して当社及びグループ各社の監査の実効性を確保する。
- (ロ) 監査役会は、代表取締役と定期的な会合を持ち、会社が対処すべき課題や監査上の重要事項等についての情報・意見交換を行い、相互の意思疎通を図るよう努める。
- (ハ) 監査役会は、会計監査人及び検査部との連携を図り、定期的に意見交換を行い、監査の実効性を確保する。

⑨ 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性を確保し、金融商品取引法に規定する内部統制報告書の提出を有効かつ適正に行うため、内部統制規程に基づき財務報告に係る内部統制監査を行う。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① 取締役の業務執行

取締役会規程ならびにその他の社内規程を制定し、また、法令規則の改訂や社会情勢の変化に応じて随時改訂し、取締役が法令、定款ならびに経営理念に則って行動するように徹底しております。当事業年度におきまして取締役会を13回開催しております。また、会社法第370条に定める決議を11回実施しております。

② 監査役の業務執行

社外監査役を含む監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を実施するとともに、取締役会への出席、代表取締役、会計監査人ならびに検査部との間で適宜情報交換を行うことで、取締役の職務執行の監査、内部統制整備ならびに運用状況を確認しております。なお、当事業年度において監査役会を14回開催しております。

③ 内部監査の実施

検査部は、監査計画に基づき内部監査を実施し、代表取締役及び監査役に報告書を提出し監査結果を報告しております。

④ 財務報告にかかる内部統制

検査部は、内部統制に関する基本計画に基づき内部統制監査を実施し、代表取締役及び監査役に監査結果を報告しております。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

当社としては重要な事項と認識し、継続的に検討をしておりますが、現状の株式分布状況を鑑みて、現時点での防衛策の導入はしていません。

本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切捨て表示しております。

連結貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	6,147	流動負債	7,387
現金及び預金	2,319	支払手形及び買掛金	2,190
受取手形及び売掛金	2,584	短期借入金	4,253
商品及び製品	967	リース債務	40
仕掛品	39	未払金	498
原材料及び貯蔵品	214	未払費用	86
前払費用	26	未払法人税等	46
その他	14	賞与引当金	154
貸倒引当金	△18	その他	116
固定資産	7,559	固定負債	4,092
有形固定資産	5,258	長期借入金	1,951
建物及び構築物	2,177	リース債務	84
機械装置及び運搬具	714	役員退職慰労引当金	356
土地	2,247	退職給付に係る負債	1,445
リース資産	73	繰延税金負債	216
その他	45	その他	38
無形固定資産	99	負債合計	11,479
電話加入権	21	純資産の部	
リース資産	47	株主資本	1,662
その他	30	資本金	2,691
投資その他の資産	2,201	資本剰余金	1,503
投資有価証券	1,995	利益剰余金	△2,451
出資金	42	自己株式	△81
敷金及び保証金	86	その他の包括利益累計額	563
保険積立金	34	その他有価証券評価差額金	555
その他	141	退職給付に係る調整累計額	8
貸倒引当金	△98	非支配株主持分	0
		純資産合計	2,227
資産合計	13,706	負債・純資産合計	13,706

(注) 百万円未満の金額は切捨て表示しております。

連結損益計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
	内 訳	合 計
売 上 高		24,895
売 上 原 価		20,993
売 上 総 利 益		3,902
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		4,267
営 業 損 失 (△)		△365
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	46	
不 動 産 賃 貸 料	55	
そ の 他	24	127
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	66	
不 動 産 賃 貸 費 用	28	
そ の 他	3	98
経 常 損 失 (△)		△336
特 別 損 失		
減 損 損 失	830	830
税 金 等 調 整 前 当 期 純 損 失 (△)		△1,167
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		26
当 期 純 損 失 (△)		△1,194
非 支 配 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 損 失 (△)		△0
親 会 社 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 損 失 (△)		△1,194

(注)百万円未満の金額は切捨て表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	2,691	1,503	△1,256	△80	2,857
当 期 変 動 額					
親会社株主に帰属する当期純損失(△)			△1,194		△1,194
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	－	－	△1,194	△0	△1,194
当 期 末 残 高	2,691	1,503	△2,451	△81	1,662

	その他の包括利益累計額			非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当 期 首 残 高	604	△11	593	0	3,451
当 期 変 動 額					
親会社株主に帰属する当期純損失(△)					△1,194
自己株式の取得					△0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△49	19	△29	△0	△29
当期変動額合計	△49	19	△29	△0	△1,224
当 期 末 残 高	555	8	563	0	2,227

(注)百万円未満の金額は切捨て表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

子会社2社はいずれも連結されており、当該子会社は、(株)福留、佐賀県枝肉出荷(株)であります。

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3) 連結子会社の事業年度に関する事項

連結子会社の事業年度末日と連結決算日は一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 資産の評価基準及び評価方法

(イ) 有価証券

その他有価証券

市場価格の

ない株式等

以外のもの

連結会計年度末日の市場価格等による時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格の

ない株式等

移動平均法による原価法

(ロ) 棚卸資産

主として月次総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

ただし、貯蔵品は最終仕入原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

② 固定資産の減価償却の方法

(イ) 有形固定資産

a. リース資産

定率法によっております。

以外の有形

固定資産

ただし、1998年4月1日以降取得した建物(建物附属設備は除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 10～45年

機械及び装置 5～15年

b. リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(ロ) 無形固定資産

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

③ 引当金の計上基準

(イ) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により計上し、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し回収不能見込額を計上しております。

(ロ) 賞与引当金

従業員の賞与支払に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

(ハ) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく連結会計年度末要支給額を計上しております。

④ 重要な収益及び費用の計上基準

当社は、加工食品(ハム、プレスハム、ソーセージ、惣菜等)と食肉(牛・豚の部位別規格肉等)の製造販売を行っております。このような商品及び製品の販売については、顧客に商品及び製品をそれぞれ引き渡した時点において履行義務が充足されると判断しており、当該製品の引渡時点で収益を認識しております。

⑤ その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

退職給付に係る会計処理の方法 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務に基づき計上しております。

a. 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっておりません。

b. 数理計算上の差異の費用処理方法 数理計算上の差異は、発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により翌連結会計年度から費用処理することとしております。

未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

2. 会計方針の変更

該当事項はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

(有形固定資産の減損)

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(単位：百万円)

	当連結会計年度
有形固定資産	5,258

② 会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

(イ) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

「5. 連結損益計算書に関する注記」に記載しているとおり、当連結会計年度において、830百万円の減損損失を計上しております。回収可能価額は、正味売却価額または使用価値のいずれか高い価額により測定しております。正味売却価額は不動産鑑定評価額及びこれらを合理的に調整した金額により算定し、使用価値は割引後将来キャッシュ・フローの見積額により算定しております。

(ロ) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算定に用いた主要な仮定

減損損失の認識の判定及び使用価値の算定において用いられる将来キャッシュ・フローは、取締役会により承認された事業計画を基礎として、市場の成長率や競合他社との競争環境を踏まえた将来の販売数量や販売価格、仕入価格の変動や人件費、経費の発生状況等を考慮して見積っております。

不動産鑑定評価額は、土地の標準価格、個別格差率及び建物の再調達原価、経済的耐用年数等の仮定が含まれております。

(ハ) 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

見積りにおいて用いた仮定について、将来の不確実な経済環境の変動等により見直しが必要となった場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類において追加の減損損失が発生する可能性があります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

定期預金	100百万円
建物及び構築物	1,027百万円
機械装置及び運搬具	650百万円
土地	1,302百万円
その他	34百万円
投資有価証券	33百万円
計	3,057百万円

② 担保に係る債務

買掛金	15百万円
未払金	3百万円
短期借入金	1,440百万円
長期借入金	1,559百万円
計	3,018百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 13,829百万円

(3) 当座貸越

当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行7行と当座貸越契約を締結しております。

当連結会計年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (2023年3月31日)
当座貸越極度額の総額	7,000
借入実行残高	4,400
差引額	2,600

5. 連結損益計算書に関する注記

当連結会計年度において、当社グループの以下の資産について減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	減損損失(百万円)
広島県広島市	共用資産	建物及び構築物等	828
千葉県習志野市	事業用資産	工具器具及び備品	2

当社グループはキャッシュ・フローを生み出す最小単位として、工場及び事業所を基礎としてグルーピングしております。また、遊休資産については物件毎にグルーピングしております。当社の事業用資産および共用資産である固定資産において、営業活動から生ずる損益が継続してマイナスであるため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減少額を減損損失(830百万円)として特別損失に計上しております。

なお、回収可能価額は正味売却価額により測定しており、不動産鑑定評価額及びそれらを合理的に調整した金額により評価しております。

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計 年度末の株式数
普通株式	3,400,000株	一株	一株	3,400,000株

(2) 配当に関する事項

- ① 当連結会計年度中に行った配当に関する事項
該当事項はありません。
- ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
該当事項はありません。

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については主として自己資金の範囲内での短期的な預金及び取引先の株式等に限定しております。

受取手形及び売掛金にかかる顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金の用途は運転資金(主として短期)及び設備投資資金(長期)であります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日(当期の連結決算日)における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等(連結貸借対照表計上額46百万円)は、「その他有価証券」には含めておりません。なお、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似する金融商品は、注記を省略しております。

(単位：百万円)

科 目	連結貸借対照表 計上額 (※)	時価 (※)	差 額
①投資有価証券			
その他有価証券	1,948	1,948	—
②長期借入金	(2,305)	(2,301)	(△4)

(※)負債に計上されているものについては、() で示しております。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価	同一の資産又は負債の活発な市場における(無調整の)相場価格により算定した時価
レベル2の時価	レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価
レベル3の時価	重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区 分	時 価			
	レ ベ ル 1	レ ベ ル 2	レ ベ ル 3	合 計
投資有価証券				
其他有価証券 株式	1,948	—	—	1,948

②時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区 分	時 価			
	レ ベ ル 1	レ ベ ル 2	レ ベ ル 3	合 計
長期借入金	—	2,301	—	2,301

(注)時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

8. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループの主たる製品及びサービスとの関連は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	報告セグメント		合計
	加工食品事業	食肉事業	
ハム・ソーセージ	9,229	—	9,229
加工食品	1,484	—	1,484
食肉	—	14,101	14,101
その他	60	18	79
顧客との契約から生じる収益	10,775	14,120	24,895
外部顧客への売上高	10,775	14,120	24,895

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

当社は、加工食品（ハム、プレスハム、ソーセージ、惣菜等）と食肉（牛・豚の部位別規格肉等）の製造販売を主な事業としております。このような商品及び製品の販売については、顧客に商品及び製品をそれぞれ引き渡した時点において履行義務が充足されると判断しており、当該製品の引渡時点で収益を認識しております。

加工食品と食肉の販売に関する取引の対価は、商品の引き渡し後、概ね2か月以内に受領しております。なお、加工食品と食肉の販売についてリベートを付して販売する場合、取引価格は契約において顧客と約束した対価から当該リベートの見積額を控除した金額で算定しております。

また、一部の取引先と有償支給取引を行っておりますが、支給先から受け取る対価を収益として認識しておりません。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報記載すべき事項はありません。

9. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|-------------------|----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 667円10銭 |
| (2) 1株当たり当期純損失(△) | △357円95銭 |

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年5月18日

福留ハム株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

広島事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中原 晃 生

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 家元 清 文

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、福留ハム株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、福留ハム株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えることと合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	6,125	流動負債	7,383
現金及び預金	2,299	支払手形	557
受取手形	15	買掛金	1,632
売掛金	2,568	短期借入金	3,900
商品及び製品	964	1年内返済予定長期借入金	353
仕掛品	39	リース債務	40
原材料及び貯蔵品	214	未払金	478
前払費用	26	未払費用	86
未収入金	10	未払法人税等	44
その他	4	未払消費税等	19
貸倒引当金	△18	預り金	39
固定資産	7,577	賞与引当金	154
有形固定資産	5,046	その他の	77
建物	2,121	固定負債	4,100
構築物	56	長期借入金	1,951
機械及び装置	711	リース債務	84
車両運搬具	2	退職給付引当金	1,454
工具器具備品	45	役員退職慰労引当金	356
土地	2,035	繰延税金負債	216
リース資産	73	その他	38
無形固定資産	99	負債合計	11,484
ソフトウェア	30	純資産の部	
リース資産	47	株主資本	1,664
電話加入権	21	資本金	2,691
投資その他の資産	2,431	資本剰余金	1,503
投資有価証券	1,995	資本準備金	1,503
関係会社株式	42	利益剰余金	△2,450
出資	42	その他利益剰余金	△2,450
関係社長期貸付金	480	繰越利益剰余金	△2,450
破産更生債権等	6	自己株式	△81
長期前払費用	0	評価・換算差額等	555
敷金及び保証金	86	その他有価証券評価差額金	555
保険立金	34		
その他	106	純資産合計	2,219
貸倒引当金	△362	負債・純資産合計	13,703
資産合計	13,703		

(注) 百万円未満の金額は切捨て表示しております。

損 益 計 算 書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
	内 訳	合 計
売 上 高		24,895
売 上 原 価		21,027
売 上 総 利 益		3,868
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		4,242
営 業 損 失 (△)		△373
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	50	
不 動 産 賃 貸 料	55	
受 取 手 数 料	4	
そ の 他	22	133
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	66	
不 動 産 賃 貸 費 用	28	
そ の 他	3	98
経 常 損 失 (△)		△338
特 別 損 失		
減 損 損 失	830	830
税 引 前 当 期 純 損 失 (△)		△1,169
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		24
当 期 純 損 失 (△)		△1,194

(注)百万円未満の金額は切捨て表示しております。

株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金	
		資本準備金	資本剰余金 合 計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金 合 計
当 期 首 残 高	2,691	1,503	1,503	△1,255	△1,255
当 期 変 動 額					
当 期 純 損 失 (△)				△1,194	△1,194
自 己 株 式 の 取 得					
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	△1,194	△1,194
当 期 末 残 高	2,691	1,503	1,503	△2,450	△2,450

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	△80	2,858	604	604	3,463
当 期 変 動 額					
当 期 純 損 失 (△)		△1,194			△1,194
自 己 株 式 の 取 得	△0	△0			△0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			△49	△49	△49
当 期 変 動 額 合 計	△0	△1,194	△49	△49	△1,243
当 期 末 残 高	△81	1,664	555	555	2,219

(注)百万円未満の金額は切捨て表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

(イ) 有価証券

- a. 子会社株式 移動平均法による原価法
- b. その他有価証券
市場価格のない株式等 決算末日の市場価格等による時価法
以外のもの (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
- 市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

(ロ) 棚卸資産

主として月次総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
ただし、貯蔵品は最終仕入原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(2) 固定資産の減価償却の方法

(イ) 有形固定資産

- a. リース資産以外の有形固定資産 定率法によっております。
ただし、1998年4月1日以降取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	10～45年
機械及び装置	5～15年

- b. リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(ロ) 無形固定資産

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

(イ) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により計上し、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し回収不能見込額を計上しております。

(ロ) 賞与引当金

従業員の賞与支払に備えるため、支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

(ハ) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき計上しております。

- a. 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

- b. 数理計算上の差異の費用処理方法 数理計算上の差異は、発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により翌事業年度から費用処理することとしております。

(ニ) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく事業年度末要支給額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社は、加工食品(ハム、プレスハム、ソーセージ、惣菜等)と食肉(牛・豚の部位別規格肉等)の製造販売を行っております。このような商品及び製品の販売については、顧客に商品及び製品をそれぞれ引き渡した時点において履行義務が充足されると判断しており、当該製品の引渡時点で収益を認識しております。

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

退職給付に係る会計処理 退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっております。

2. 会計方針の変更

該当事項はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

(有形固定資産の減損)

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：百万円)

	当事業年度
有形固定資産	5,046

② 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

①の金額の算出方法は、連結注記表「3. 会計上の見積りに関する注記(有形固定資産の減損)」の内容と同一であります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

定期預金	10百万円
建物	983百万円
構築物	43百万円
機械及び装置	650百万円
工具器具備品	34百万円
土地	1,090百万円
投資有価証券	33百万円
計	2,845百万円

② 担保に係る債務

未払金	3百万円
短期借入金	1,270百万円
1年内返済予定長期借入金	170百万円
長期借入金	1,559百万円
計	3,003百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 13,829百万円

(3) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	0百万円
長期金銭債権	14百万円
短期金銭債務	15百万円

(4) 当座貸越

当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行7行と当座貸越契約を締結しております。

当事業年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	当事業年度 (2023年3月31日)
当座貸越極度額の総額	7,000
借入実行残高	4,400
差引額	2,600

5. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

営業取引による取引高

仕入高	498百万円
支払賃借料	8百万円
その他	1百万円
営業取引以外の取引による取引高	6百万円

(2) 当事業年度において、当社の以下の資産について減損損失を計上いたしました。

場所	用途	種類	減損損失(百万円)
広島県広島市	共用資産	建物及び構築物等	828
千葉県習志野市	事業用資産	工具器具及び備品	2

当社はキャッシュ・フローを生み出す最小単位として、工場及び事業所を基礎としてグルーピングしております。また、遊休資産については物件毎にグルーピングしております。

当社の事業用資産および共用資産である固定資産において、営業活動から生ずる損益が継続してマイナスであるため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減少額を減損損失(830百万円)として特別損失に計上しております。

なお、回収可能価額は正味売却価額により測定しており、不動産鑑定評価額及びそれらを合理的に調整した金額により評価しております。

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数

株式の種類	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	63,010株	40株	一株	63,050株

(注) 自己株式の増加は、単元未満株式の買取による増加40株であります。

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生 of 主な原因別内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	46百万円
貸倒引当金	116百万円
退職給付引当金	442百万円
投資有価証券評価損	22百万円
減損損失	430百万円
役員退職慰勞引当金	108百万円
繰越欠損金	594百万円
その他	52百万円
評価性引当額	△1,814百万円
繰延税金資産 計	一百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△216百万円
繰延税金負債 計	△216百万円
繰延税金負債の純額	△216百万円

8. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

属性	会社等の名称	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	㈱福留	所有 直接100.0%	原料の仕入 役員の兼任	資金の貸付	—	関係会社長期貸付金(注)1	480
				利息の受取	3	—	—
				当社銀行借 入れに對する 土地の担保 提供 (注)2	212	—	—

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
返済条件については、資金状況を勘案の上随時交渉して決定しております。
なお、担保は受け入れておりません。

2. 当社は、銀行借入れに対して㈱福留より土地の担保提供を受けております。

3. 当事業年度末において㈱福留への関係会社長期貸付金に対し、264百万円の貸倒引当金を計上しております。

9. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報
連結注記表と同一であります。

10. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|-------------------|----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 665円08銭 |
| (2) 1株当たり当期純損失(△) | △357円91銭 |

11. 連結配当規制適用会社に関する注記

当社は、連結配当規制適用会社であります。

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年5月18日

福留ハム株式会社

取締役会御中

有限責任監査法人トーマツ

広島事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中原 晃 生

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 家元 清 文

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、福留ハム株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第72期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第72期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（令和3年11月16日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の遂行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年 5 月 23 日

福留ハム株式会社 監査役会

常勤監査役 吉 田 裕 二 ㊞

常勤監査役 明 石 嘉 典 ㊞

監 査 役 池 村 和 朗 ㊞

監 査 役 近 藤 敏 博 ㊞

(注) 監査役 池村和朗及び近藤敏博は、会社法第 2 条第 16 号及び第 335 条第 3 項に定める社外監査役であります。

以 上

現 行 定 款	変 更 案
<p>(任 期) 第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。</p> <p>《新 設》</p> <p>《新 設》</p> <p>《新 設》</p> <p>第22条 《条文省略》</p> <p>第24条</p>	<p>(任 期) 第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p><u>3 補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。</u></p> <p><u>4 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査等委員の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会開始の時までとする。</u></p> <p>第22条 《現行どおり》</p> <p>第24条</p>
<p>(取締役会の招集通知) 第25条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し会日の3日前に発する。ただし、緊急を要する場合は、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 前項のほか、取締役および監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。</p> <p>第26条 《条文省略》</p> <p>《新 設》</p>	<p>(取締役会の招集通知) 第25条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し会日の3日前に発する。ただし、緊急を要する場合は、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 前項のほか、取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。</p> <p>第26条 《現行どおり》</p> <p>(重要な業務執行の決定の取締役への委任) 第27条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(報酬等) 第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議をもって定める。</p> <p>(取締役の責任免除) 第28条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、<u>任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議をもって免除することができる。</u></p> <p>2 <<条文省略>></p> <p><u>第5章 監査役、監査役会および会計監査人</u></p> <p>(員 数) 第29条 当社の監査役は、4名以内とする。</p> <p>(選任方法) 第30条 監査役は、株主総会において選任する。 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 3 当社は、会社法第329条第3項の規定により、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。 4 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始のときまでとする。</p>	<p>(報酬等) 第28条 取締役の報酬、賞与その他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(取締役の責任免除) 第29条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、<u>取締役（取締役であった者を含む。）の同法第423条第1項の損害賠償責任を、法令に定める限度額の範囲内で取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2 <<現行どおり>></p> <p><<削 除>></p> <p><<削 除>></p> <p><<削 除>></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(任 期)</p> <p>第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。</p> <p>2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了するときまでとする。ただし、第30条3項により選任された補欠監査役が監査役に選任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。</p>	<p>《 削 除 》</p>
<p>(常勤の監査役)</p> <p>第32条 監査役会は、その決議により常勤の監査役を選定する。</p>	<p>《 削 除 》</p>
<p>(監査役会規程)</p> <p>第33条 監査役会に関する事項は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、監査役会で定める監査役会規程による。</p>	<p>《 削 除 》</p>
<p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第34条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日の3日前に発する。ただし、緊急を要する場合はこの期間を短縮することができる。</p> <p>2 監査役会は、監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで開催することができる。</p>	<p>《 削 除 》</p>
<p>(監査役会の決議方法)</p> <p>第35条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p>	<p>《 削 除 》</p>
<p>(報 酬 等)</p> <p>第36条 監査役の報酬等は、株主総会の決議をもって定める。</p>	<p>《 削 除 》</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第37条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、<u>任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議をもって免除することができる。</u></p> <p>2 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任に関し、法令が規定する額を限度とする旨の契約を締結することができる。</u></p> <p>《新 設》</p> <p>《新 設》</p> <p>《新 設》</p> <p>《新 設》</p>	<p>《削 除》</p> <p>第5章 監査等委員会、会計監査人</p> <p>(監査等委員会の招集通知)</p> <p>第30条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の4日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、これを短縮することができる。</p> <p>2 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</p> <p>(監査等委員会の決議方法)</p> <p>第31条 監査等委員会の決議は、監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。</p> <p>(監査等委員会規則)</p> <p>第32条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(会計監査人の責任免除)</p> <p><u>第38条</u> 《条文省略》</p> <p> 第 6 章 計 算</p> <p><u>第39条</u> 《条文省略》</p> <p><u>第42条</u> 《新 設》</p>	<p>(会計監査人の責任免除)</p> <p><u>第33条</u> 《現行どおり》</p> <p> 第 6 章 計 算</p> <p><u>第34条</u> 《現行どおり》</p> <p><u>第37条</u> 附 則</p> <p>(監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p><u>第 1 条</u> 当社は、第72回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第 1 項所定の監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令に定める限度額の範囲内で取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p><u>2</u> 第72回定時株主総会終結前の監査役(監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第423条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第37条第 2 項の定めるところによる。</p>

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

当社は第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、取締役全員（10名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものといたします。取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴・地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数	議決権の総数
1	なかしま しゅうじ 中島 修治 (1948年9月16日生)	1973年4月 当社入社 1980年3月 当社東京工場長 1981年4月 当社取締役 1988年5月 当社常務取締役 1991年10月 当社東京支社長 1992年4月 当社代表取締役専務 1993年3月 当社食肉本部長 1997年2月 当社営業及び経営戦略本部担当 1997年6月 当社代表取締役副社長 2000年4月 当社代表取締役社長 2001年2月 当社CEO（現任） 兼加工営業カンパニーCOO 2001年9月 当社営業本部長 2003年2月 当社支援共通カンパニーCOO 2005年2月 当社管理本部長 2006年2月 当社営業・支援管掌役員 兼企画開発本部長 2007年2月 当社経営管理本部長 2009年1月 当社支援カンパニーCOO 兼総合本社人財育成担当 2010年1月 当社総合本社人財育成責任者 2011年5月 当社総合本部人財育成責任者 2012年2月 当社DSカンパニーCOO 2020年1月 当社代表取締役会長（現任） 重要な兼職の状況 (株)福留興産 代表取締役	75,265株	なし

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴・地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数	並に他の の職務
2	福原治彦 (1970年1月7日生)	1998年4月 当社入社 2006年10月 当社輸入ミート部副部長 2008年5月 当社食肉事業部副事業部長 2009年1月 当社支援本部副本部長 当社総合本社事業担当 2009年8月 当社執行役員当社総合本社事業担当 兼フードサービス担当 2011年4月 当社総合本社戦略事業責任者 2011年6月 当社取締役 当社総合本部戦略事業責任者 2012年1月 当社支援カンパニー昂事業部副事業部長 兼外食フードサービス部長 2012年2月 当社DSカンパニー昂事業部副事業部長 兼外食フードサービス部長 2012年4月 当社支援カンパニー副COO 2013年1月 当社総務担当執行役員 2013年9月 当社社長室長 兼総務支援部担当 2014年2月 当社代表取締役専務 支援カンパニーCOO 2014年4月 当社総合本部総務革新責任者 当社総務支援部長 2015年6月 当社支援カンパニー責任者 兼社長補佐 兼支援本部長 2016年6月 当社代表取締役副社長 営業カンパニー責任者 総合本部販売革新責任者 2017年4月 当社開発アカデミー副責任者 2020年1月 当社代表取締役社長（現任） 2020年11月 営業本部・食肉本部・昂営業本部担当 2021年8月 当社営業統括本部長 兼食肉本部・昂営業本部担当 2023年1月 当社営業統括（現任） 兼食肉本部・昂営業本部担当（現任） 重要な兼職の状況 (株)福留 代表取締役	62,704株	なし

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴・地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 の株式の数	当社の 株主の 割合
3	め ぬ き け い じ 目 貴 啓 治 (1955年12月1日生)	1978年4月 当社入社 2000年2月 当社執行役員開発本部長 2002年2月 当社開発本部長兼デリカ事業部長 2006年8月 当社惣菜事業部長 2007年2月 当社企画開発本部長兼技師長 2009年1月 当社執行役員総合本社開発担当兼広報担当 当社支援本部長兼企画支援部長兼総技師長 2009年8月 当社常務執行役員支援本部長 当社総合本社開発担当兼広報担当 2010年2月 当社専務執行役員支援本部長兼企画支援部 長兼開発本部長兼企画開発部長兼総技師長 2010年11月 当社研究開発カンパニーCOO専務執行役員 開発本部長兼企画開発部長 2011年5月 当社総合本部本部長 兼開発革新責任者 兼広報責任者 兼当社総技師長 2011年6月 当社取締役 2011年12月 当社研究開発カンパニー仕入開発部長 2012年1月 当社支援カンパニー昂事業部長 2012年2月 当社DSカンパニーDS事業部長 兼DS部長兼昂事業部長 2012年4月 当社支援カンパニーCOO 2013年1月 当社研究開発カンパニー経営企画部長 2013年4月 当社研究開発カンパニーDS部長 2013年6月 当社常務取締役 開発本部長 2014年2月 当社専務取締役(現任) 2014年4月 当社商品・事業開発カンパニーCOO 開発企画部長 2015年6月 当社ハム・デリカ・開発カンパニー副責任 者 当社支援カンパニー副責任者 兼新事業支援本部長 2015年7月 当社ハム・デリカ・開発カンパニー開発本 部長 2016年1月 当社ハム・デリカ・開発カンパニーハムソ ー・デリカ事業部デリカ事業部準備室長 2017年4月 当社開発アカデミー副責任者 ハム・デリカカンパニー副責任者 支援カンパニー社長室経営企画部長 2018年10月 当社開発アカデミー責任者 2019年2月 当社支援カンパニー経営管理本部長 兼支援カンパニー副責任者 2020年7月 当社社長室長(現任) 2020年11月 当社開発アカデミー・加工本部・経営管理 本部担当(現任)	1,100株	なし

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴・地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数	註との間の関係
4	砂田 誠 (1958年3月1日生)	1980年4月 当社入社 2006年6月 当社技術開発部部長 2010年3月 当社熊本工場長 2013年1月 当社加工食品事業部長補佐 2013年7月 当社執行役員 2014年4月 当社加工カンパニー加工食品事業部長 2015年2月 当社加工カンパニー製造管理部長 兼購買管理部長 兼生産革新部長 2015年6月 当社取締役 当社ハム・デリカ・開発カンパニーハムソー ・デリカ事業部長 2016年4月 当社ハム・デリカ・開発カンパニーハム ソー事業部長 2016年6月 当社常務取締役(現任) 2017年4月 当社ハム・デリカカンパニーハムソー事業 部長 開発アカデミー教育部長 2017年11月 当社ハム・デリカカンパニー加工本部長開 発アカデミー研修センター長 2018年10月 当社ハム・デリカカンパニー責任者 2019年2月 当社開発アカデミー製造技術開発部長 2020年11月 当社加工本部長(現任) 兼広島工場長	600株	なし
5	吉田 裕二 (1948年7月17日生)	1975年3月 当社入社 1998年6月 当社経理部長 1999年9月 当社執行役員経理部長 2005年5月 当社管理本部長兼債権管理室長 2007年2月 当社支援共通カンパニー最高財務責任者 2008年3月 当社常務執行役員経営管理本部長最高財務責 任者 2010年7月 当社常勤顧問CSR経営管理担当 2011年6月 当社常勤監査役就任(現任)	1,200株	なし

(注) 1. 各取締役候補者の選任理由

- ① 中島修治氏は、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有し、当社経営陣としてリーダーシップを発揮し当社のさまざまな部門に精通し、当社の代表取締役として相応しい経験と能力を有しているため、取締役候補者といたしました。
- ② 福原治彦氏は、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有し、当社経営陣としてリーダーシップを発揮し当社のさまざまな部門に精通し、当社の代表取締役として相応しい経験と能力を有しているため、取締役候補者といたしました。
- ③ 目貫啓治氏は、開発部門・経営管理部門の責任者としての豊富な経験と幅広い見識を有し、商品開発・広報・経営企画にリーダーシップを発揮するなど、当社の取締役として相応しい経験と能力を有しているため、取締役候補者といたしました。
- ④ 砂田誠氏は、製造・開発部門の責任者としての豊富な経験と幅広い見識を有し、生産の効率化にリーダーシップを発揮するなど、当社の取締役として相応しい経験と能力を有しているため、取締役候補者といたしました。
- ⑤ 吉田裕二氏は、経理・財務分野に精通して専門的な知識・見識を有しており、当社の取締役として相応しい経験と能力を有しているため、取締役候補者といたしました。

2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。本議案の各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれており、また、本議案が原案どおり承認された場合、候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当社は、本議案に係る取締役の任期中に、当該保険契約を上記と同様の内容で更新する予定であります。当該保険の保険料におきましては取締役会の承認及び社外取締役全員の同意を踏まえ、保険料の一部を被保険者が負担するものとしております。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

また、本議案に関しましてはあらかじめ監査役会の同意を得ております。本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものいたします。監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴・地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数	当社との利害関係
1	あかしよしのり 明石嘉典 (1955年1月16日生)	1977年4月 当社入社 2005年5月 当社経理部長 2011年8月 当社経理支援部長 2013年7月 当社執行役員経理担当部長 2013年9月 当社執行役員経理支援部長 2016年7月 当社執行役員支援本部副本部長 2017年4月 当社執行役員支援カンパニー副責任者 2017年6月 当社常勤監査役就任(現任)	2,000株	なし
2	いけむらかずお 池村和朗 (1953年2月26日生)	1983年4月 弁護士登録(広島弁護士会) 富川総合法律事務所入所 1991年3月 広島中央法律事務所開設(現任) 2011年6月 株式会社JMS監査役 2015年6月 株式会社JMS取締役(現任) 2020年6月 当社監査役就任(現任)	0株	なし
3	こんどうとしひろ 近藤敏博 (1954年1月27日生)	1982年3月 公認会計士登録 2013年9月 有限責任監査法人トーマツ退社 2013年11月 公認会計士・税理士近藤敏博事務所開設(現任) 2020年6月 当社監査役就任(現任)	0株	なし

(注)1. 各取締役候補者の選任理由

- ①明石嘉典氏は、経理・財務分野に精通して専門的な知識・見識を有しており、当社の監査等委員である取締役として相応しい経験と能力を有しているため取締役候補者といたしました。
 - ②池村和朗氏は、他企業において社外取締役・社外監査役を務めた経歴もあり、弁護士としての豊富な経験と専門的見地を当社の監査に反映していただい、かつ、豊富な知識と経験から監査等委員である社外取締役としての職務を客観的かつ中立的に遂行できるものと判断し、取締役候補者といたしました。
 - ③近藤敏博氏は、公認会計士・税理士として財務及び会計に関する豊富な経験と専門的見地を、当社の監査に反映していただい、かつ、豊富な知識と経験から監査等委員である社外取締役としての職務を客観的かつ中立的に遂行できるものと判断し、取締役候補者といたしました。
2. 各監査等委員である取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 池村和朗、近藤敏博の両候補者は、社外取締役候補者であります。

4. 当社は、池村和朗、近藤敏博の両氏が本総会において選任された場合、東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
5. 当社は、各監査役との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、各氏の選任をご承認いただいた場合は、責任限定契約を継続する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項の定める額としております。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。本議案の各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれており、また、本議案が原案どおり承認された場合、候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当社は、本議案に係る取締役の任期中に、当該保険契約を上記と同様の内容で更新する予定であります。当該保険の保険料におきましては取締役会の承認及び社外取締役全員の同意を踏まえ、保険料の一部を被保険者が負担するものとしております。

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

当社は第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いしたいと存じます。本選任の効力につきましては、就任前に限り、当社の監査等委員会の同意の上、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案に関しましてはあらかじめ監査役会の同意を得ております。本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものといたします。

補欠の監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴・地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数	監との利害関係
のべさわともあき 延澤量昭 (1977年10月20日生)	2007年9月 ふじ総合法律会計事務所入所 2009年11月 広島中央法律事務所入所（現任） 重要な兼職の状況 株式会社 ひかり不動産鑑定 監査役	0株	なし

- (注) 1. 延澤量昭氏との間には、特別の利害関係はありません。
 2. 延澤量昭氏は補欠の社外取締役候補者であり、就任した場合東京証券取引所に独立役員として届け出る予定であります。
 3. 延澤量昭氏を監査等委員である社外取締役の補欠として選任する理由
 他企業において監査役を務めており、企業法務に精通し、豊富な経験と専門知識を有しており、企業経営を統治する十分な見識を有していることから、社外監査等委員としての職務を遂行していただけるものと判断したためであります。
 4. 延澤量昭氏が監査等委員である社外取締役に就任された場合は、当社は同氏との間で会社法427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める額としております。
 5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害および費用を当該保険契約により補填することとしております。延澤量昭氏が監査等委員である社外取締役に就任された場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社は、取締役の報酬等について、2015年6月20日開催の第64回定時株主総会において、月額15百万円以内とご承認いただいておりますが、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、現在の取締役の報酬枠を廃止し、監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額を月額12百万円以内とさせていただきたいと存じます。

本議案をご承認いただいた場合、ご承認いただいた内容とも整合するよう、本総会終了後の取締役会において、事業報告14頁以下に記載の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針につき、対象者を『取締役』としている部分は、『取締役（監査等委員である取締役を除く。）』と変更することを予定しております。

本議案は当社の事業規模、当該取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針において定められる個人別の基本報酬の算定の基準、役員の員数及び今後の動向等を総合的に勘案して決定したものであり、相当であると判断しております。

現在の取締役は10名（うち社外取締役は3名）ですが、第1号議案「定款一部変更の件」及び第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は5名となります。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案して、監査等委員会設置会社へ移行した後の監査等委員である取締役の報酬等の額を月額4百万円以内とすることにつきご承認をお願いするものであります。本議案に係る報酬等の額は、当社の事業規模、役員報酬の支給水準及び監査等委員である取締役の職責等に照らして相当であると判断しております。

第1号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、監査等委員である取締役の員数は3名となります。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第7号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈及び役員に対する役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件

本総会集結の時をもって取締役を退任される末岡正美氏、福原康彦氏、草場利行氏、原孝司氏、越智貢氏、中野千秋氏に対し、在任中の労に報いるため、当社の定める一定の基準に従い相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することといたしたく存じます。なお、その具体的な金額、贈呈の時期、方法などは、取締役会にご一任願いたく存じます。

当社は、役員退職慰労金に関する社内規程を定めており、本議案は、当該規定と整合しており相当と判断しております。

退任取締役の略歴は次のとおりであります。

氏名	略歴
末岡正美	2020年6月 当社取締役 2021年6月 当社常務取締役（現任）
福原康彦	1973年3月 当社取締役 1979年4月 当社常務取締役 1986年5月 当社専務取締役 1988年5月 当社取締役副社長 1988年12月 当社代表取締役副社長 1991年6月 当社代表取締役社長 2000年4月 当社代表取締役会長 2020年1月 当社取締役相談役（現任）
草場利行	2011年2月 当社取締役 2016年6月 当社常務取締役 2019年10月 当社取締役（現任）
原孝司	2015年6月 当社取締役（現任）
越智貢	2015年6月 当社取締役（現任）
中野千秋	2015年6月 当社取締役（現任）

また、当社は、役員報酬体系の見直しの一環として、2023年3月20日開催の取締役会において、本総会終結の時をもって、役員退職慰労金制度を廃止することを決議いたしました。

これに伴い、現在、在任中の取締役4名および監査役4名に対し、それぞれの就任時から本総会終結の時までの在任中の功労に報いるため、当社所定の基準による相当額の範囲内で、退職慰労金を贈呈したいと存じます。

なお、その具体的な金額、支給の方法等につきましては、取締役については取締役会に、監査役については監査等委員である取締役の協議にご一任願いたいと存じます。

退職慰労金については、取締役および監査役として当社経営に対し適切に関与し、業務遂行に尽力したため贈呈するものであり、その金額は当社の役員退職慰労金規程に基づき算定し支出するものであるため、相当であると判断しております。

打ち切り支給の対象となる取締役および監査役の略歴は、次のとおりであります。

氏 名	略 歴
中 島 修 治	1981年3月 当社取締役 1988年3月 当社常務取締役 1992年4月 当社代表取締役専務 1997年6月 当社代表取締役副社長 2000年4月 当社代表取締役社長 2020年1月 当社代表取締役会長（現任）
福 原 治 彦	2011年6月 当社取締役 2014年2月 当社代表取締役専務 2016年6月 当社代表取締役副社長 2020年1月 当社代表取締役社長（現任）
目 貫 啓 治	2011年6月 当社取締役 2013年6月 当社常務取締役 2014年2月 当社専務取締役（現任）
砂 田 誠	2015年6月 当社取締役 2016年6月 当社常務取締役（現任）
吉 田 裕 二	2011年6月 当社常勤監査役就任（現任）
明 石 嘉 典	2017年6月 当社常勤監査役就任（現任）
池 村 和 朗	2020年6月 当社監査役就任（現任）
近 藤 敏 博	2020年6月 当社監査役就任（現任）

以 上

〈会場ご案内図〉

広島サンプラザ3階 金星銀星の間

広島市西区商工センター三丁目1番1号
Tel (082) 278-5000

交通案内

J R 新井口駅から徒歩5分
広電宮島線 商工センター入口から
徒歩5分

バス アルパークバスセンターから
徒歩3分

